

加茂市水道給水条例施行規程

(平成十三年三月三十日水道管理規程第一号)

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、加茂市給水条例（平成十年条例第十二号。以下条例という。）第四十一条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の種類及び用途区分)

第二条 条例第四条第一号及び第二号に規定する給水装置は、その種類及び用途により、それぞれ次のように区分する。

一 専用給水装置

- イ 一般用 浴場用及び臨時用に使用するもの
- ロ 浴場用 公衆浴場に使用するもの
- ハ 臨時用 臨時の売店、興行、工事現場等に使用するもの

二 共用給水装置

- イ 公設共用給水装置 市長が設置し、公衆用に使用するもの
- ロ 私設共用給水装置 市長以外の者が設置し、家庭用に使用するもの

第二章 給水装置の構造及び材質

(給水装置の構造及び材質)

第三条 市長は、条例第八号第一項の規定により、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具の構造及び材質を、次に揚げるとおり指定する。

- 一 給水管は、原則として口径二百五十ミリメートル以下の配水管から分岐するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。
- 二 配水管の取付口における給水管の口径は、二十ミリメートル以上とする。
- 三 給水管の材質は、口径が五十ミリメートル以下のものについてはポリエチレン管とし、七十五ミリメートル以上のものについてはダクタイル鋳鉄管とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。
- 四 止水栓及び仕切弁は、メーター上流側に設置し、かつ、原則として私有地内の道路との境界に近接して設置すること。ただし、メーターの口径が四十ミリメートル以下の場合は、メーターに直結して設置すること。
- 五 メーターの口径が四十ミリメートル以下の場合は、止水栓の上流側に直結してフレキシブル継手を設置すること。
- 六 給水用具には、止水栓覆、メーター覆その他の附属用具を設置すること。

(受水槽の設置)

第四条 給水管の口径に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所、及びその他市長が必要と認めた箇所には受水槽を設置しなければならない。

(メーターの設置)

第五条 条例第十六条第二項の規定によるメーターは、給水栓に直結するものについては、専用給

水装置又は共用給水装置ごとに設置し、受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに設置する。

(設計の範囲)

第六条 給水装置の設計の範囲は、給水栓までとする。ただし、受水槽を設けるものにあつては、受水槽の給水口までとする。この場合、市長が必要と認めるときは、受水槽以下の設計図もあわせて提出させることができる。

(利害関係人の同意書の提出)

第七条 条例第七条第三項の規定によって、市長が給水装置工事の申込者に提出を求める利害関係人の同意書等は、次の各号に掲げる場合とし、その利害関係人は、それぞれ当該各号に定める者をいう。

一 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。

当該給水装置の所有者

二 他人の土地を通過して給水装置を設置するとき。

当該土地の所有者

三 前各号に規定する場合のほか特別の事由があるとき。

家屋の所有者その他の利害関係人

2 前項の利害関係人が住所不明その他の理由により、同意書が得られない場合において市長が特に認めたときに限り、工事申込者の誓約書をもってこれにかえることができる。

(連合管に対する措置)

第八条 数人が共同で設置した給水管（以下「連合管」という。）は、これを廃止することはできない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、経路を変更して給水できる。この場合の費用は、連合管使用者の負担とする。

2 公道部に布設された連合管で、市長が定める基準に適合するものについては、市の施設とすることができる。

(工事費の算出)

第九条 条例第九条第一項に規定する工事費の算出は、次の各号による。

一 材料費は、市長が定める材料単価に、使用材料の数量を乗じて得た額

二 労務費は、市長が定める工種別の賃金に、標準定率を乗じて得た額

三 道路復旧費は、道路管理者が定める工法により算出した額

四 間接経費は、市長が定める消耗機材費、損料、保険料及び事務費並びにその他に要する経費の実費額

2 前項各号に定めるもののほか、夜間工事及び給水停止しなければならない工事等で特に費用を要するときは、その実費額を加算する。

(工事費の徴収方法)

第十条 条例第十条第一項の規定による工事費の徴収の方法は、納付書又は集金による。

第三章 給水

(使用水量の端数計算)

第十一条 使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを次の点検日に繰り越して計

算する。ただし、給水装置の使用を中止した月又は廃止した月はこの限りでない。

(メーターの機能保護)

第十二条 メーターの保管者は、当該メーターの設置場所及びその周辺に、メーターの点検若しくは機能の障害となる物件を置き又は工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反した者に対しては、市長は障害除去のための必要な処置を取ることを命じ、履行しないときは、市長がこれを除去することができる。その場合の費用は、メーター保管者の負担とする。

(給水装置の所有者変更届出義務者)

第十三条 条例第十八条第二項第二号に規定する場合の届出義務者は、当該給水装置の従前の所有者又は新たに所有権を取得した者とする。ただし、特別の事情により従前の所有者の署名が得られないときは、その所有権変更の事実を証明する書類をもってこれに替えることができる。

(給水装置及び水質の検査)

第十四条 条例第二十一条第二項に規定する特別の費用を要するときは、次の各号に掲げる場合をいう。

一 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

二 水質については、色及び濁り並びに消毒の効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

2 市長が検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。

第四章 料金及び使用料

(計量定例日)

第十五条 条例二十四条に規定する使用水量を計算すべき定例日は、年の最初に計量すべき月において計量した日とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

(使用中止又は廃止の届出のない場合の料金及び使用料)

第十六条 給水装置の使用者が、当該給水装置を使用しなかった場合においても、その給水装置について、使用中止又は廃止の届け出がない限り規定の料金及び使用料を徴収することができる。

(使用水量の認定)

第十七条 条例第二十五条の規定によって市長が認定する使用水量は、その月の前月若しくは前年同月の使用水量又は世帯人員等を考慮して使用水量を定める。

(料金の更正、精算)

第十八条 料金を決定した後、その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴し又は還付する。ただし、その額を次の徴収の料金に充当精算することができる。

(料金の軽減又は免除)

第十九条 条例第三十二条に規定する特別の場合とは次の場合をいい、料金等の軽減又は免除を受けようとする者は、申請書にその事由を証明できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

一 災害等により料金等の納付が困難であると認められる場合

二 その他市長が必要と認めた場合

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第二十条 条例第四十条第一項の規定による貯水槽水道の設置者は加茂市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱に定める管理基準に基づいた管理に努めなければならない。

(雑則)

第二十一条 この規定で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十五年三月二十六日水管規定第一号)

この規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則

この規定は、平成二十四年四月一日から施行する。